

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定についての合意された議事録

本日署名された日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「協定」という。）に関し、下名は、協定の交渉において到達した次の了解をここに記録する。

1 第五条及び第十条

これらの条に別段の定めがある場合を除くほか、道路の使用、航空交通及び船舶の航行に関する接受国の関係法令が適用される。

2 第十七条 4

接受国において訪問部隊又は文民構成員に雇用される文民たる労働者は、いかなる目的のためにも、訪

問部隊の構成員又は文民構成員とみなされない。

3 第二十一条5(c)

接受国の当局による訪問部隊の構成員又は文民構成員の逮捕についての通報は、遅滞なく（実行可能な限り当該逮捕から二十四時間以内に）行われる。

二千二十三年一月十一日にロンドンで

日本国のために

岸田文雄

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国のために

リシ・スナク